

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日
改正 三重県規則第 47 号	平成 29 年 4 月 18 日
改正 三重県規則第 9 号	令和元年 6 月 25 日
改正 三重県規則第 29 号	令和 3 年 2 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

(特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 1 条第 1 項第 10 号に規定する鉄道車両

(公共工作物)

第 5 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機

- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(整備基準)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証の交付)

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)に整備基準適合表(第2号様式)及び別表第3に定める書類(以下「適合表等」という。)を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議(以下「事前協議」という。)を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。

2 条例第19条第2項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(事前協議)

第9条 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

2 条例第21条第1項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請書(第3号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用がない部分の変更
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの